

第1号議案－3

広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正等について

広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和4年3月24日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 提案の趣旨

広島県公有財産管理規則の一部が改正されるため、同規則に準拠して定められている、広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する。

2 提案する教育委員会規則改正の内容

- (1) 土地の境界及び建物の表示等に係る規定を整理する。
- (2) 所属換え及び引継ぎ等、各種手続きに係る規定を整理する。
- (3) 字句等の整理等、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

広島県教育委員会規則第 号

広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会公有財産管理規則（昭和四十年広島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(土地の境界の表示等) 第十五条 第十二条第一項の規定により受領した物件については、当該物件が土地であるときは、隣接地の所有者又はその代理人と立会の上、境界線上の重要な箇所に耐久性及び明示性を有する標識を速やかに設置しなければならない。</p>	<p>(土地の境界及び建物の表示) 第十五条 第十二条第一項の規定により受領した物件については、当該物件が土地であるときは、隣接地の所有者又はその代理人と立会の上、境界線上の重要な箇所に標識を速やかに埋設し、建物であるときは、その見やすい箇所に建物の標識を遅滞なく掲げなければならない。</p>
<p>21 前項の規定にかかわらず、土地の境界に關し特別の事情があるときは、境界線付近の重要な箇所に、標識を設置することができる。</p>	
<p>(所属換え、会計換え、分類換え及び分掌変更の手續き) 第十七条 課の長は、所属換え、会計換え、分類換え又は分掌変更をしようとするときは、次に掲げる事項のうち、必要な事項を明らかにするとともに、財産台帳又はその副本に關係書類を添え、教育長の決裁を受けなければならない。</p>	<p>(所属換え、会計換え、分類換え及び分掌変更の手續き) 第十七条 課の長は、所属換え、会計換え、分類換え又は分掌変更をしようとするときは、所属換え(会計換え、分類換え、分掌変更)調書に關係図面を添え、教育長の決裁を受けなければならない。</p>
<p>一 所属換え、会計換え、分類換え又は分掌変更の理由 二 所属換え又は分掌変更にあつては、その相手方 三 その他参考となる事項</p>	
<p>2 課の長は、所属換えを受けようとするときは、その旨を当該財産の所属する課の長に通知しなければならない。</p>	<p>2 課の長は、所属換えを受けようとするときは、所属換え要求書を当該財産が所属している課の長に提出しなければならない。</p>
<p>(分類換え及び所属換え等による引継ぎ) 第十八条 所属換えをしたときは、当該財産が所属していた課の長は、財産台帳又はその副本に關係書類を添え、当該財産が所属した課の長にその引継ぎをしなければならない。 2 前項の規定により財産の引継ぎを受けた課の長は、当該財産を受領した旨を当該財産が所属していた課の長に通知しなければならない。</p>	<p>(分類換え及び所属換え等による引継ぎ) 第十八条 所属換えしたときは、当該財産が所属していた課の長は、財産引継書により、当該財産が所属した課の長にその引継ぎをしなければならない。 2 前項の規定により財産の引継ぎを受けた課の長は、財産受領書を当該財産が所属していた課の長に送付しなければならない。</p>

い。	
(財産の現状変更)	
第十九条 (略)	
一 (略)	
二 借地である場合は、土地使用についての所有者の承諾書	
(処分の手続)	
第四十七条 普通財産の処分をしようとするときは、課の長は、処分調書に次に掲げる書類のうち必要なものを添え、教育長の決裁を受けなければならない。	
一六 (略)	
(財産の引渡し)	
第四十八条 普通財産の譲渡(交換を含む)をしたときは、当該譲渡に関する事務を所掌した課又は所の長は、実地において双方確認の上、これを引き渡し、当該譲渡の相手方から受領書を徴さなければならない。	
別表	
図面作成基準	
第一 (略)	
一七 (略)	
八 (略)	
一七 (略)	
8 測量年月日及び測量者の職氏名	
第二 (略)	
一六 (略)	
七 (略)	
一五 (略)	
6 図面の作成年月日及び作成者の職氏名	
八・九 (略)	
一五 (略)	
6 図面の作成年月日及び作成者の職氏名	
十一・十二 (略)	










(財産の現状変更)	
第十九条 (略)	
一 (略)	
二 移築又は移設先が借地である場合は、土地使用についての所有者の承諾書	
(処分の手続)	
第四十七条 普通財産を譲渡しようとするときは、課の長は、処分調書に次に掲げる書類のうち必要なものを添え、教育長の決裁を受けなければならない。	
一六 (略)	
(財産の引渡し)	
第四十八条 普通財産を譲渡したときは、当該譲渡に関する事務を所掌した課又は所の長は、実地において双方確認の上、これを引き渡し、当該譲渡の相手方から受領書を徴さなければならない。	
別表	
図面作成基準	
第一 (略)	
一七 (略)	
八 (略)	
一七 (略)	
8 測量年月日ならびに測量者の職氏名	
第二 (略)	
一六 (略)	
七 (略)	
一五 (略)	
6 図面の作成年月日ならびに作成者の職氏名	
八・九 (略)	
一五 (略)	
6 図面の作成年月日ならびに作成者の職氏名	
十一・十二 (略)	

別表付図様式第一号及び同表付図様式第二号の様式中「図哲」を「令哲」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この教育委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。

参 考

改正条文	主な改正内容と理由																
<p>第 15 条 (土地の境界及び建物の表示)</p>	<p>○土地の境界の表示に係る規定</p> <table border="1" data-bbox="429 353 1437 647"> <tr> <td data-bbox="429 353 580 427">改正前</td> <td data-bbox="580 353 1437 427">境界線上に標識を設置していた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="429 427 580 647">改正後</td> <td data-bbox="580 427 1437 647"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標識の定義を、「耐久性及び明示性を有する」標識とする(第1項)。 ・ 土地の状況により境界線上に標識を設置できないなど、特別の事情があるときは、境界線付近に標識の設置を可能とする(第2項)。 </td> </tr> </table> <p>【標識の例示】</p> <table border="1" data-bbox="429 692 1437 918"> <thead> <tr> <th data-bbox="429 692 580 741">種類</th> <th data-bbox="580 692 866 741">コンクリート杭</th> <th data-bbox="866 692 1152 741">金属標</th> <th data-bbox="1152 692 1437 741">金属鈹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="429 741 580 918">写真 (俯瞰撮影)</td> <td data-bbox="580 741 866 918"></td> <td data-bbox="866 741 1152 918"></td> <td data-bbox="1152 741 1437 918"></td> </tr> </tbody> </table> <p>○建物の表示に係る規定</p> <table border="1" data-bbox="429 972 1437 1137"> <tr> <td data-bbox="429 972 580 1046">改正前</td> <td data-bbox="580 972 1437 1046">標識による表示及び図面による管理を行っていた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="429 1046 580 1137">改正後</td> <td data-bbox="580 1046 1437 1137">事務処理の効率化・省力化を図るため、標識による表示を廃止し、図面による管理に一元化する。</td> </tr> </table>	改正前	境界線上に標識を設置していた。	改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標識の定義を、「耐久性及び明示性を有する」標識とする(第1項)。 ・ 土地の状況により境界線上に標識を設置できないなど、特別の事情があるときは、境界線付近に標識の設置を可能とする(第2項)。 	種類	コンクリート杭	金属標	金属鈹	写真 (俯瞰撮影)				改正前	標識による表示及び図面による管理を行っていた。	改正後	事務処理の効率化・省力化を図るため、標識による表示を廃止し、図面による管理に一元化する。
改正前	境界線上に標識を設置していた。																
改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標識の定義を、「耐久性及び明示性を有する」標識とする(第1項)。 ・ 土地の状況により境界線上に標識を設置できないなど、特別の事情があるときは、境界線付近に標識の設置を可能とする(第2項)。 																
種類	コンクリート杭	金属標	金属鈹														
写真 (俯瞰撮影)																	
改正前	標識による表示及び図面による管理を行っていた。																
改正後	事務処理の効率化・省力化を図るため、標識による表示を廃止し、図面による管理に一元化する。																
<p>第 17 条 (所属換え，会計換え，分類換え及び分掌変更の手続き)</p> <p>第 18 条 (分類換え及び所属換えによる引継ぎ)</p>	<p>○所属換え及び引継ぎ等，各種手続きに係る規定</p> <table border="1" data-bbox="429 1200 1437 1512"> <tr> <td data-bbox="429 1200 580 1335">改正前</td> <td data-bbox="580 1200 1437 1335">各種手続きにおいて必要となる書類(所属換え調書，引継書，受領書。以下「調書等」という。)を手続き毎に作成していた。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="429 1335 580 1512">改正後</td> <td data-bbox="580 1335 1437 1512"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産台帳のシステムを活用することで，必要な事項を出力できることから，調書等を廃止し，財産台帳に統一する。 ・ 調書等の廃止に伴い，従前様式に記載していた必要な事項を規則で明記する。 </td> </tr> </table> <p>【手続きのイメージ】</p> <table border="1" data-bbox="437 1554 1437 1861"> <tr> <td data-bbox="437 1554 842 1648">所属換え (17 条)</td> <td data-bbox="842 1554 1075 1648">引継 (18 条)</td> <td data-bbox="1075 1554 1437 1648">財産台帳へ登録 (50 条)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1648 842 1711">(改正前) 所属換え調書</td> <td data-bbox="842 1648 1075 1711">引継書・受領書</td> <td data-bbox="1075 1648 1437 1711">財産台帳 (システム)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="437 1711 1437 1794" style="text-align: center;">↓ 事務処理の効率化・省力化</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="437 1794 1437 1861">(改正後) 財産台帳 (システム)</td> </tr> </table>	改正前	各種手続きにおいて必要となる書類(所属換え調書，引継書，受領書。以下「調書等」という。)を手続き毎に作成していた。	改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産台帳のシステムを活用することで，必要な事項を出力できることから，調書等を廃止し，財産台帳に統一する。 ・ 調書等の廃止に伴い，従前様式に記載していた必要な事項を規則で明記する。 	所属換え (17 条)	引継 (18 条)	財産台帳へ登録 (50 条)	(改正前) 所属換え調書	引継書・受領書	財産台帳 (システム)	↓ 事務処理の効率化・省力化			(改正後) 財産台帳 (システム)		
改正前	各種手続きにおいて必要となる書類(所属換え調書，引継書，受領書。以下「調書等」という。)を手続き毎に作成していた。																
改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産台帳のシステムを活用することで，必要な事項を出力できることから，調書等を廃止し，財産台帳に統一する。 ・ 調書等の廃止に伴い，従前様式に記載していた必要な事項を規則で明記する。 																
所属換え (17 条)	引継 (18 条)	財産台帳へ登録 (50 条)															
(改正前) 所属換え調書	引継書・受領書	財産台帳 (システム)															
↓ 事務処理の効率化・省力化																	
(改正後) 財産台帳 (システム)																	
<p>第 19 条以下</p>	<p>○字句等の整理</p>																